

# 市民ひろば

### 市の人口（推計）

	(57.1.1)	(前年同月比)
人口総数	512,652人	(+ 6,228人)
男	243,631人	(+ 2,704人)
女	269,021人	(+ 3,524人)
世帯数	180,701世帯	(+ 2,460世帯)



# 春の全国火災予防運動

## 2月28日～3月13日

今度は非常用ロープの結び方についての訓練。手品でも見ているかのようにロープをまわします。悪戦苦闘の末、やっとのことできあがり。次は、消火器放射訓練。ドラムカンの中で燃えあがったガソリンを消火する作業です。消火器の安全ピンをはずし、白い粉末をかけ、鎮火させてその日の訓練を終了。訓練を終えた部員の間には、笑顔がこぼれていきました。

吉野分遣隊長の号令の下、クラブ全員が整列し、消防車のしぐみについての説明から、訓練が始まります。その後、防火衣とヘルメットで身を固め、りっぱな消防士に変身したクラブ員は、巻かれたホースを地面に置き、中腰になり、実践しながらにサッとホースを転がします。でも、思うように転がっていきません。

その中で、緑ヶ丘団地にある緑ヶ丘中学校にB.F.C.ができたのは、今から四年前。今では、部員四十人を数え、毎週一回、中央消防署吉野分遣隊の指導の下、消防訓練や学習が行われています。

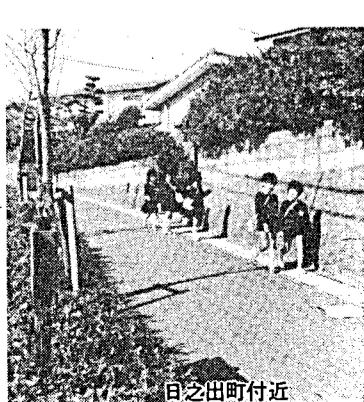
BFC。これは、消防の仕事や火災予防に関心を持つ少年少女が、万一の災害の発生に備え、日頃から消火器の使い方や処置の仕方などを学ぼうという消防クラブです。

現在、市内の中学校、二十六校のうち十校が正課のクラブ活動の中で学んでいます。

「先輩に勧められこのクラブに入つたのですが、消防器の使い方、地震の時の注意、避難のかたなど、消防に関する知識が豊富になり、いざという時のいい勉強になります」と語つてくれました。

クラブ活動に取り入れた生きた学習

# 冬の花



日之出町付近

という句を習いましたが、後年早春の一日鎌倉山を訪ねて、治乱興亡のあとをしのんでの道すがら、ふと椿の花を見つけてこの名句を改めて味わつたことがあります。茶の花は白くひとつそりと咲く花で、うつかりすると見落とされます。いつか温泉町の町はずれを流れている小川の、淡い湯煙りの中に咲いていたまろやかな茶の花が、不思議な魅力となって心の奥底に残っています。

枝や葉の逞しいわりに白く寂しいのが八つの花。学生時代下宿の玄関口に植えられた八つの花が人は年ごとに住み替わるのに、花は変わらずに可憐な姿で咲いているのも不思議なくらい鮮烈な印象として残っています。書き並べてみると、冬は冬ながらの花のにぎわいがあるようです。







いも掘り体験記

昨年十月、私たち三和児童館では「親子いも掘り大会」を行いました。総勢四十人。初めていも掘りに取り組む子供ばかりで大きさないものも掘り出度に歎声が上がっていました。迫田君「ぼくはいも掘りは初

三和町 塩満信義

めでたった。移植ごてが土にささってなかなかとれない。力を入れて引っぱつたら、その瞬間に小さなものも掘り出度に歎声が上がっていました。迫田君「ぼくはいも掘りは初

親子のふれあいができる催しをと考えています。

町内会活動に働き

坂上一丁目 東迫秀吉

市内会の役員はお年寄りと子供たちで食べたらオナラが出て、合奏ができた」(子供の作文より)作文には、いも掘りの様子がユーモラスに、また自然の中で遊ぶ楽しさが生き生きと書かれています。確かに夢中でいも掘りで倒れた。移植ごてといっしょで家で話したら大笑いされた山崎さん「掘ったいもを家へお母さんと一緒に遊んでいたんだというれしさだったのではないかと思います。私たち、今年も自然に接

めでた。移植ごてが土にささってなかなかとれない。力を入れて引っぱつたら、その瞬間に小さなものも掘り出度に歎声が上がり、お母さんと一緒に遊んでいたんだというれしさだったのではないかと思います。私たち、今年も自然に接

宇宿上一町内会

(その17)

になり、新鮮なアイデアと迅速な行動で活発になりました。町内会のいろいろな団体活動も青年部の方々が責任者になっていだとき、順調です。

お便りください

仕事に、育児に忙しい働き仕事に、育児に忙しい働き

と行動力をこれから町内会活動にと願うこの頃です。

お便りください



## 福祉事業のコーナー



### ◆心身障害通園施設のご利用を

心身に障害のある幼児（3歳～6歳）と精神発達に障害のある幼児が保護者のもとから通園し、将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう、生活指導や運動、絵画、遊戯などを通じて心身の成長発達のお手伝いをする施設をご存じでしょうか。市内にある施設を紹介いたします。



名称	心身障害児通園事業 わかば園	精神薄弱者通園施設 ひこばえ学園
所在地	鹿児島市紫原四丁目 32番5号 電話②1083	鹿児島市大迫町 5975番地 電話③80205
対象児	在宅の心身障害児であって保護者と一緒に通園可能な幼児。	発育、特に精神発達に障害を持ち、異常行動または、身体的に著しい問題のない幼児で、原則として通園バスを利用できる子。
保育目標	(1)基本的習慣、しつけの指導 (2)友達となかよく楽しい学園生活への適応 (3)音楽、遊戯、絵画、運動などの療育指導により、情緒の安定、感覚能力を高める。	
入園手続	市児童家庭課、市福祉谷山分室	県中央児童相談所、市児童家庭課、市福祉谷山分室
入園決定	県中央児童相談所長に判定を依頼して、その結果によって入園が決定します。	児童福祉法の規定に従い、県中央児童相談所長が措置決定を行い入園が決定します。
費用	無料	保護者の前年度収入などにより負担金を決定。（児童福祉法56条）
通園	定期バスまたは、自家用車などで通園。	学園専用のバスでターミナル方式で通園。

問合せ先 入園のご相談は、県中央児童相談所(④4141) 市児童家庭課(②1111内線465)、市福祉谷山分室(⑨2111内線128)

### ◆児童手当等を外国人にも支給

児童手当、福祉手当、児童扶養手当および特別児童扶養手当の法改正により、昭和57年2月分から外国人にも支給されますので、手当の申請手続きをしてください。

- 外国人登録法第2条第1項に規定する外国人であって、本市に住所を有し、外国人登録を行っている人。
- 外国人登録を行っている人であっても、次に該当する人には支給されません。

観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習または、会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって短期間、日本に滞在しようとする人。

3. 添付書類  
イ受給資格者の属する世帯の全員の外国人登録済証明書の写  
ロ所得証明書および公的年金の証書の写

くわしくは、市児童家庭課児童手当係(②1111内線569) 福祉谷山分室(⑨2111内線127)へ。

#### 物品調達契約

#### 競争入札参加者

#### 資格審査申請受け付け

受付け期間  
2月10日～3月10日

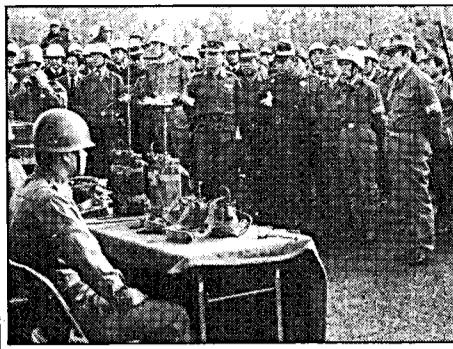
市が発注する物品等の競争入札参加者の資格審査の申請をつきのとおり受け付けます。

（水道局・交通局・市立病院は除く）

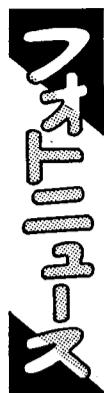
受け付け場所 市役所総務局財政部契約課

問合せ先 (本館1階) ②1111 (内線235～238)

1月11日 10日に満百歳になった岡之原町の熊追長太郎さんを永井隆治助役が訪問。お祝いの賞状と長寿者祝い金を贈りました。また、13日には城山一丁目の大平カ子さんも市内で8人の百歳長寿者の仲間入りをされました。



1月12日 大正3年から68回目の桜島爆発記念日を迎えたこの日、東桜島の野尻町を中心に陸、海、空から大がかりな防災訓練が繰り広げられた。鹿児島地方気象台が火山活動情報を出し、10分後には災害対策本部が設置され、各地の状況を伝える無線連絡が緊張感を盛りあげる。



## 桜川地区で住居表示制度を実施

**お知らせコーナー**

桜川地区の一部（上福元町、谷山塩屋町および宇宿町の各一部）の住居表示が実施され、住居の表記方が、従来の土地の地番から建物に番号をつける方式に切り替えられます。

これと同時に町の区域の変更も一部行われ、新たに二つの町が生まれ、市内の町数は百八十町になります。また、東実施日以後の住所は、すべて新しい町名番号をお使いください。

郵便物の新住居表示であて名は、新住居表示で

**お知らせコーナー**

二月十五日から桜川地区・桜原迫地区の一部（上福元町、谷山塩屋町および宇宿町の各一部）の住居表示が実施され、住居の表記方が、従来の土地の地番から建物に番号をつける方式に切り替えられます。

これと同時に町の区域の変更も一部行われ、新たに二つの町が生まれ、市内の町数は百八十町になります。また、東実施日以後の住所は、すべて新しい町名番号をお使いください。

には町名と街区番号を書いた街区表示板が取りつけられます。また、各家庭の入口にも住居表示板が取りつけられ、大変わりやすくなり便利になります。

には町名と街区番号を書いた街区表示板が取りつけられます。また、各家庭の入口にも住居表示板が取りつけられ、大変わりやすくなり便利になります。

それは、市清算課住居表示係へも届けられ、登録簿等の住所変更手続きはご自分で

**新町界図**  
桜川地区（上福元町、谷山塩屋町の各一部）

**新町界図**  
桜原迫地区（紫原四丁目、宇宿町の各一部）

印鑑登録票、選挙人名簿など、市役所の各種台帳は、自動的に書きかえられます。不動産登記簿や各種許認可証などは自分で住所変更の手続きをしていただかねばなりません。

登録簿等の住所変更手続きはご自分で

## 水質汚濁防止法が改正

昭和五十七年一月から水質汚濁防止法が一部改正され、次の事業場があらたに特定施設として追加指定されました。

特定施設を設置している者、または設置しようとする者は市長に届け出るよう義務づけられています。

まだ、届け出をしていない事業場は、

